

アンデス諸国の炭化水素調査 ～（その４） ベネズエラ～

炭化水素事業はベネズエラの歳入の 5 割以上、輸出の 9 割弱を稼ぎ出す主要産業であり、石油公社 PDVSA が関連事業を一元的に担っている。90 年代における石油開放政策で内外の民間資本が積極的に導入されたが、99 年に国粋主義的な思想を前面に打ち出すチャベス政権が発足して以来、炭化水素政策は大きく方向転換した。

I. 炭化水素の法的位置付け

1. 憲法における炭化水素の位置付け

国家主権の及ぶ範囲として憲法（99 年 12 月公示）では 11 条で「陸地、島、湖沼、河川、領海、内海」などと並び「これらの地表および地下」が規定されている。さらに 12 条では「鉱物および炭化水素はいかなる形のものであっても、国土、領海底、排他的経済域、大陸棚に存在するものは共和国に帰属し、公共財産であり、それゆえ譲渡不能で不可侵である」と炭化水素の国家帰属が明確化されている。

また、経済活動に関する項として 113 条で「独占禁止」が謳われているが、この中で「国家の所有物である天然資源の採掘やサービス提供については、国家が一定期間、利権を譲渡することができるが、公益にかなう見返りがあることが条件となる」とされている。

同様に行政権限に関する項では内政、外交、防衛、通貨・金融システム、徴税など 32 の行政権限で「鉱山・炭化水素の管理」が挙げられており、「国は鉱業権益を無期限に譲渡することはできない」（156 条）と明記されている。

そして社会経済システムに関する項では「石油活動については国家が組織法を通じて規定する」（302 条）ことになっており、「経済、政治、国家戦略の主権の観点から、国家は PDVSA（石油公社）の全株式を保持する」（303 条）とされている。

さらに、財政・金融制度に関する項において「地下・鉱物資源の採掘により得た収入は通常、生産、教育、厚生面での投資に仕向けられること」（311 条）とされている。

2. 炭化水素組織法における関連事業の位置付け

（１）2001 年の炭化水素組織法改正内容

チャベス大統領は 2001 年 11 月、国会決議を経ずに大統領承認のみで成立する大統領授權法の枠内で、まずロイヤルティの引き上げや採掘事業における民間参加の制限などを盛り込む新炭化水素法を制定し、同部門の国家関与を強めた。

新炭化水素法は炭化水素の探査、採掘、精製、工業化、移動、保管、商業化、保存のすべての活動に適用されるとしている。

また、探査、採掘、収集、運搬、貯蔵を「第一次事業」と定義したうえ「憲法第 302 条に基づき、第一次事業は国に帰属する」（9 条）とする一方で、第一次事業において 50%以上の資本を国が所有する「混合企業」を設立することを認めている（22 条）。これは民間参加比率が 49%に制限されたことを意味する。

一方、精製・商業活動については鉱業エネルギー省（現・エネルギー石油省）の認可を条件に、民間資本の完全参加も認められている（10 条）。

新炭化水素法のそれまでとの主な変更点は以下の通り。

- ① 原油採掘事業における民間参加の制限：原油採掘権限は基本的に国に帰属。同事業への民間出資比率は 49%に制限され、PDVSA が株式の 50%以上を保有する。
- ② ロイヤルティの引き上げ：ベネズエラ国土の鉱床から採掘される炭化水素に対し、政府は 30%（従来は 16.67%）のロイヤルティを徴収する。ただし、同率では採算不可能なオリノコ河流域の重質油（オリノコ・タールベルト）の老朽油田については 30%で採算がとれないと認められる場合は 20%までの引下げが可能。また、同様に超重質油の開発は、16.67%までの引き下げが可能。
- ③ 開発面積税の導入：認可済みの未発掘鉱床は、開発面積に応じた税を徴収。税額は 1 平方キロ当り 100 租税単位とし、最初の 5 年間は毎年 2%ずつ上昇、次の 5 年間は毎年 5%上昇。

（2）炭化水素組織法の概要

上記の通り、炭化水素組織法はチャベス政権出現後の 2001 年に抜本的に改められたが、その後も何度か部分的な改正が行われている（後述）。現時点（2006 年 12 月 20 日）の最新版は 2006 年 8 月 4 日付け官報 38,493 号に掲載されたものである。以下に条文を抜き出しながら同法の概要を解説する。

<適用範囲>

炭化水素の探査、採掘、精製、工業化、輸送、貯蔵、販売、保存および精製品やこれらの活動のために必要となる工事の一切はこの法の適用の対象となる。ただし天然ガスに関しては石油随伴ガスを除き、「気体炭化水素組織法」の適用を受ける（1, 2 条）

<エネルギー石油省の権限>

炭化水素に関する政策・計画の設定、統制、管理を行い、活動の立案、実施および取り締まりを実施する権限を持つ。この活動には炭化水素資源の開発、保全、利用、管理が含まれるとともに、炭化水素及びその製品に関する市場調査、価格の分析と決定が含まれる。この意味において、エネルギー・石油省は炭化水素の管理の全てに関して権限を持つ国家機関であり、従ってこれに関する作業や活動を検査する権能を持ち、当法の規定する税金や公共料金、分担金などの対象となる操業を監督し、当該会計処理を監査する権限を持つ（8条）。

<第一次事業の定義>

炭化水素鉱床の探査、その天然状態での採掘、収集、輸送、初期貯蔵に関する活動について「第一次事業」と呼ぶ（9条）。

<精製・販売事業の定義>

天然の炭化水素に付加価値を与える目的で実施される蒸留、純化、加工に関する活動と、これにより得られた製品を販売する目的で実施される活動は、精製・販売事業と考えられ、国家と民間企業が合同して、あるいは別個に実施できる（10条）。

精製活動を実施する企業は、エネルギー石油省の認可が必要（12条）。認可を得るには下記の要件を満たす必要がある（11条）。

- ① 企業とその代表者の特定。
- ② プロジェクトの概要。適用される技術と製品の用途、及びプロジェクトに投入される経済資源の特定。
- ③ 継続期間は 25 年未満。ただしプロジェクトの要件が満たされる場合には、この期間は 15 年を超えない範囲で合意された年数について更新できる。
- ④ 共和国の利益となる特別なメリットの特定。

<第一次事業の実施>

○ 実施形態と条件

同法の第 9 条に言及される第一次事業は、国家行政府が直接、あるいは 100% 国家が所有する企業を通じて国家により実施される。同様に、国家が株式の 50% 以上の参加を維持し、その決定を左右することができる企業を通じてこれを行うことも可能である。これらの企業は「混合企業」と呼ばれる（22条）。

事業実施企業の地理的活動範囲は最大 100 平方キロメートルまでのロットに区分される（23条）。

○ 国営企業

国家行政府は閣議令によって、同法の設定する活動を実施する 100%国家所有になる企業を創設し、出資者 1 名よりなる株式会社形式を含め、適切と考える法的形態をこれら企業に付与することができる（27 条）。

国家行政府は、エネルギー・石油省を通じ、国営石油会社とその子会社に対し、国内・国外において監督・監査を実施する（30 条）。

○ 混合企業

混合企業の設立とこれによる一次事業実施の条件は、国家議会の事前の承認を必要とし、以下を満たす必要がある（33, 34 条）。

- ① 継続期間は最高 25 年。ただしこの期間は当事者間の合意によって 15 年まで延長が可能。延長は権利期間の半分以上を超え、満了 5 年以上前に要請しなければならない。
- ② 施工規則で設定される活動実施地区の位置、方向、面積、形、その他の仕様の記載。
- ③ 条件の中に下記を含むこと。条件として明記されていない場合も下記の各項は条件に含まれているものと見なされる。
 - ・ 土地および建造物は良い状態に維持し、抵当や賠償の対象としてはならない。これは、何らかの理由により授与された権利が消滅し、これらが共和国の所有物として引き渡される際にも、共和国が当該活動を継続することや経済的・環境的に最小の損害で活動を停止することを保障するため。
 - ・ 当事者間で友好的に解決できない紛争については、共和国内の法律に従って共和国の該当する裁判所の決定に従い、いかなる場合も、またいかなる理由に基づいても他国による抗議の原因とならない。

共和国は物質の存在を保証せず、活動を実施する者は、当該物質の存在に関する全てのリスクを負担する。この条件はいかなる場合にも活動の実施権を授与する文書の中に明記されなければならない（35 条）。

活動の実施権を授与する文書には、ロイヤルティの増加や税の支払い、その他法に予定されている見返りなど、共和国にとっての特別な利益を設定することができる（36 条）。

国家行政府はエネルギー石油省を通じ、当該の委員会を設立し企業を選定する。エネルギー石油省は選定プロセスを中止し、あるいはこれを空席とすることができるが、これによって共和国に賠償義務が発生するものではない。また、公共の利害に合致する場合、あるいは活動上特別の事情がある場合には、事前に閣議の承認を得た上で、直接オペレーターを選ぶことができる（37 条）。

<一時的占拠、収容、用益権>

天然炭化水素の探査、採掘、収集、輸送、初期貯蔵、処理、精製活動の実施を許可された者は、場合によっては財の一時的占拠または収容、あるいは当該活動のための用益権の設定を申し立てることができる（38 条）。

<ロイヤルティ>

鉱床から採掘された炭化水素量に対し、国家はロイヤルティとして 30%の参加分を持つ。

しかし、成熟鉱床やオリノコ地帯の超重質油鉱床で、同法が設定する 30%のロイヤルティでは採掘が経済的採算性を欠く場合には、採掘の経済性獲得のため、20%まで削減することができる。同様に鉱床の経済性が維持されることが証明された場合には再び 30%までロイヤルティを全面的・部分的に回復可能（44 条）。

国家行政府はロイヤルティの一部、全部を物納で、あるいは通貨で要求することができる（45 条）。通貨で受け取る場合、採掘者は生産現場で測定した炭化水素量に市場価格、合意価格、そのいずれでもない場合には、購入者が決定した税務価格をかけた金額に相当する金額を支払わねばならない。この際、エネルギー石油省は当該の台帳に決済を行い、当該金額を受理してから稼働日 5 日以内に国庫にこれを支払う（46 条）。

<税金>

同法で言及される活動に従事するものは、以下の税金を支払う（48 条）。

- ① 面積税：認可された鉱区のうち採掘が実施されていない部分について、1 年につき 1 平方キロメートル当たり 100 租税単位 100（100UT）。この税金は最初の 5 年について、1 年当たり 2%、その後については 1 年当たり 5%増加する。
- ② 自己消費税：生産された炭化水素派生品 1 立法メートルの価格の 10%を、自己の操業の燃料として消費された分として徴収。
- ③ 一般消費税：国内市場で販売される炭化水素派生品 1 リットル当たり、最終消費者の支払う価格の 30～50%。この上限と下限の間の比率は毎年、予算法で設定される。同税は最終消費者によって支払われるが、供給源で源泉徴収され、毎月国庫に納入される。
- ④ 採掘税：鉱床から採掘された液体炭化水素全量の価格の 3 分の 1。計算法は第 47 条のものと同様。この税金は、第 44 条に予定されているロイヤルティと一緒に採掘企業によって毎月納入される。ただし支払っているロイヤルティおよび同乗せ分を控除することが可能。なお、市場の状況から見て正当と思われる場合、あるいは特に二次回収プロジェクトなど個別投資プロジェクトを奨励するため正当と考えられる場合には、一定の期間、採掘税を 20%まで割引が可能。

- ⑤ 輸出登録税：国内の港から輸出した炭化水素価格の、1000 分の 1。当該炭化水素の購入者への販売価格を基に計算する。

<工業活動>

精製炭化水素の工業化は炭化水素の分離、蒸留、純化、変質、混合、加工を含み、石油その他の炭化水素派生品から、その特性を引き出すことによりこれに付加価値をつけようとするものである（49 条）。

精製炭化水素を使用した工業化活動は国家によって直接、また、専らその所有になる企業、その比率を問わず国家資本と民間資本が参加した混合企業、および民間企業によって実施されることができる（50 条）。

<販売活動>

同法で言及される販売活動は、天然の炭化水素、およびその派生品の両方の国内販売、国外貿易を含む（56 条）。

○販売活動の実施

- ・天然の炭化水素および政令派生品：

天然の炭化水素、および国家行政府が政令によって指定するその派生品の販売活動は、当法の第 27 条に規定されている企業のみがこれを実施することができる。このため、一次活動のみを行う混合企業は、その生産する天然炭化水素を当法の第 27 条に言及される企業にのみ専ら販売するものとする（57 条）。

- ・その他の派生品：

前条の規定から排除されている派生品の販売活動は、国家によって直接に、また、専らその所有になる企業、その比率を問わず国家資本と民間資本が参加した混合企業、および民間企業によって実施することができる（58 条）。

○国内販売

国家行政府がエネルギー・石油省を通じ指定する炭化水素派生品の国内における集団的消費のための供給、貯蔵、輸送、流通、販売は公共サービスを構成する。国家行政府はエネルギー・石油省を通じ、炭化水素派生品の価格を決定し、その供給と効率的なサービスを保証し、供給停止を防ぐための手段を講ずる（60 条）。

炭化水素派生品の供給、貯蔵、輸送、流通、販売活動に従事することを望む自然人・法人は、事前にエネルギー・石油省の許可を得なければならない（61 条）。

<違反と制裁>

同法とその施工規則、その他施設や人間や財の安全や保護、建造物や施設の建設、サービス提供、炭化水素とその製品の品質・輸送・流通に関して発行される規則、または価格や料金に関する規則への違反は、50 から 50,000 租税単位の罰金、あるいは 6 ヶ月までの操業停止、またはその双方の対象となる。これらの制裁は、国家行政府がエネルギー・石油省を通じ、違反の重要度と違反者のそれまでの活動実施態度を勘案して決定する（66 条）。

II. 国家介入強化の政治的背景

1. ゼネストをきっかけとした PDVSA 支配確立

チャベス政権は貧困層からの絶大な支持を得て「ボリバル革命」と称して左翼的な経済・社会改革を矢継ぎ早に実行し、従来の政治・社会体制と激しく対立した。また PDVSA を中心とする石油エリート階級を激しく非難し、外貨の稼ぎ頭で政府とは一線を画す独立的な存在であった PDVSA に対する圧力を強めていった。

国内ではチャベス政権による急激な改革を嫌う反対派による反政府行動が多発していた。2002 年 4 月にはゼネスト・クーデター未遂事件が引き起こされたが、この直接的な原因はチャベス大統領による PDVSA 役員人事に対する介入への反発であった。そして 2003 年 12 月には 2 カ月間にわたる長期ゼネストでは多数の PDVSA 職員がストに参加し、石油の供給が停止するという事態に陥った。

しかしこのことは、政権による PDVSA 支配を強化することにつながった。ゼネストをきっかけに解雇された PDVSA 職員は 1 万 8,000 名にも及び、これにより技術者不足や管理能力の低下、また石油生産回復の大幅な遅れに至ったものの、同社内における反政府派は一掃され、PDVSA はチャベス政権の掲げる社会政策への貢献の役割が一層濃厚に掲げられるようになった。2004 年 2 月には 20 億ドルの規模の「特別開発基金（FONDESPA）」を国外で管理し、社会政策向けに投入されることになったほか、「ミシオネス」と呼ばれる各種社会開発事業の財源の多くを直接的に担うようになった。

国内の反対派はゼネスト後、罷免国民投票による合法的な手段での政権交代に方針転換し、数回にわたる署名集めの結果、2004 年 8 月の実施に漕ぎ着けた。しかしすでにあらゆる公的機関のチャベス派支配が進んでいたためこれは決して容易ではなく、結果的に反対派は敗北し、以降、反政府行動は沈静化した。

2004 年 11 月にはラミレス・エネルギー鉱山相（現・エネルギー石油相）が PDVSA 総裁を兼任することになり、もはやチャベス政権による PDVSA 支配は不動のものとなった。

PDVSA は、石油輸出で得た外貨については外貨で支出される操業資金や投資を除き全額を中銀に売却することになっていたが、2005 年 7 月の中銀法改正により、操業および会社運営のための国内通貨支出に見合った外貨のみを売却し、外貨支出分を除いた残りについては社会政策やインフラ開発向けに設立された「開発基金（FONDEN）」に預け入れることになった。ラミレス・エネルギー石油相は「PDVSA は毎週 1 億ドルを FONDEN に貢献している」と公言している。

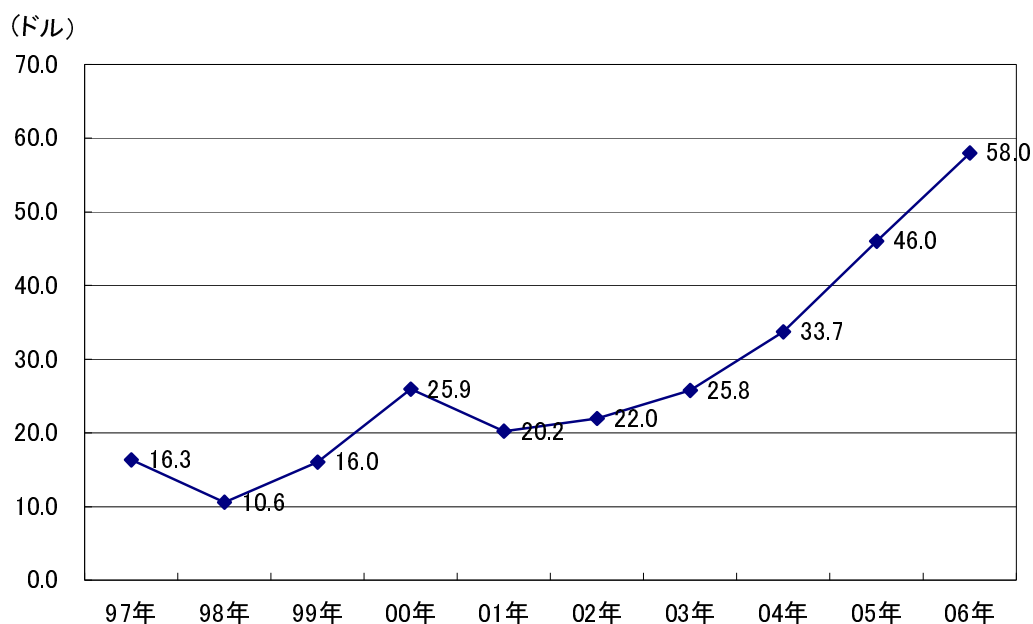
2. 油価の高騰で政府の発言力が増大

上述のようにチャベス政権は、炭化水素法の改正と PDVSA 支配により炭化水素部門における国家主権強化の方針を明確にしているが、後に紹介するように、民間企業に対する諸制度においても同じ方針が貫かれ、両者の関係にも大きな影響を与えている。

このことは世界的な油価高騰のタイミングと無関係ではない。チャベス政権が発足する前年の 98 年におけるベネズエラ原油平均輸出価格は 1 バレル当たり 10.5 ドルだったが、発足 2 年後の 2001 年には約 2 倍の 20.2 ドルまで上昇し、その後一貫して上昇を続けている（図参照）。

産油国は低油価が続けば歳入確保のため各種の恩典をつけた投資誘致を積極的に行う。しかし、油価が高騰し、これが継続予想となれば自らの発言力が必然的に高まるため、プロジェクトへの介入の度合いを高めより多くの利益を得ようとする。産油国としてはありがちな流れを国粋主義的な思想が後押ししているとみることでもある。

（図 1）ベネズエラ原油平均輸出価格（1 バレル当たり）



注：2006 年は 1-7 月実績値
出所：ベネズエラ中央銀行

Ⅲ．国家介入強化のための制度変更

1．オリノコ事業に対するロイヤルティおよび所得税の引き上げ

政府は 2004 年 10 月、オリノコ・タールベルトにおける超重質油生産・改質プロジェクトのロイヤルティを 1%から 16.66%に引き上げることを決定した。オリノコ・タールベルトとはオリノコ川流域の重質・超重質油の埋蔵地帯を指し、サウジアラビアを超える 2,700 億バーレルの可採埋蔵をもつといわれている。API 8~12 度と重い油質から、水を 30%加えた火力燃料「オリマルジョン」原料としても使用されている。

90 年代、欧米企業をパートナーとしてこの重質・超重質油を採掘し、専用プラントで改質（アップグレーディング）することで合成原油を生産する事業が 4 件成立し（表参照）、合計で日量約 60 万バレルの生産を行っている。

炭化水素法では原油採掘にかかるロイヤルティは 30%と規定されているが、オリノコ・タールベルトの超重質油事業では 16.66%までの引き下げが認められている。しかしこの 4 事業に関しては当初開発リスクが高かったことから、操業から 9 年間は 1%が例外的に適用されていた。いずれも操業から 9 年に満たなかったため、16.66%への引き上げは猶予期間（1%適用）の終了を前倒しするものとなった。

政府は引き上げの理由として①石油価格が当初見込みの 1 バレル当たり 20 ドルを大幅に上回っていること、②合成原油の市場がすでに存在していること、③アップグレーディング技術がすでに確立していること—の 3 点を挙げている。石油価格の高騰と高値定着予想で、操業する企業にとってはロイヤルティ引き上げ分を補って余りあると判断したとみられる。

表 1 オリノコ 4 事業の資本構成

事業名	構成企業	参加比率 (%)
ペトロスアタ (PETROZUATA)	PDVSA	49.9
	コノコ・フィリップス	50.1
セロ・ネグロ (CERRO NEGRO)	PDVSA	41.67
	エクソン・モービル	41.67
	BP	16.67
シンコル (SINCOR)	PDVSA	38
	トタル	47
	スタトイル	15
アマカ (HAMACA)	PDVSA	30
	コノコ・フィリップス	40
	シェブロン	30

出所：ベネズエラ炭化水素協会（AVHI）

さらに 2006 年 9 月にはそれまで 34%だった 4 事業に対する所得税率を炭化水素関連事業本来の 50%とする所得税制改正を行った。

またこれと同時に、炭化水素事業における新規投資に関し、以下の免税措置が撤廃されることになった。

- ① 炭化水素関連事業における新規投資額の 8%分の免除。
- ② 探査、掘削、生産設備の設置、国内輸送、二次回収等の事業における（①に加えた）4%分の免除。
- ③ 炭化水素の探査・生産地域における環境保全投資額の 10%分の免除。

2. 操業協定事業を合併企業化

政府は 2005 年 4 月、民間企業による石油生産サービス協定（操業協定）32 件に参入している民間企業に対し、炭化水素法の規定する国家が過半数参加する合併形態への移行を迫り、法人所得税も一般企業向けの 34%から石油関連企業向けの 50%にすることとした。

操業協定とは、民間企業に操業開放を行わない形で PDVSA が原油生産を委託するサービス契約。92 年から 97 年にかけて「マージナル油田」と呼ばれる開発リスクの高い油田において、3 回に分けて行われた入札で計 32 件の契約が成立した。契約期間は 20 年間で、民間企業は PDVSA より生産量に応じたオペレーションフィー、設備投資分の還付（10 年分割）および金利を受け取り、法人所得税は 34%。一方、PDVSA は石油の所有者としてロイヤルティと石油所得税の支払い義務を負う。操業協定による民間石油会社の原油生産量は約 50 万バレル／日に達していた。

法人所得税は 2001 年まで遡及して未払い分を徴収するという強気の措置であったが、参加していた企業は一部除き合併形態への移行の交渉を PDVSA と行い、移行への合意最終期限であった 2006 年 3 月末には 16 社の民間企業が参加する 22 の合併会社が成立することが合意された（表参照）。エニ（イタリア）およびトタル（フランス）が参加していた操業協定では合意に至らず PDVSA の管理下となった。また、エクソンモービル（米）は政府による移行の要求を受け入れず、レプソル（スペイン）に参加分を売却し、早々と撤退している。

表 2 合併形態への移行の概要

移行した鉱区			
	鉱区名	オペレーター	移行後の PDVSA 参加比率 (%)
1	カキ	イネマカ（ベネズエラ）	60
2	カビマス	スエロ・ペトロル（ベネズエラ）	60
3	オナド	CGC（アルゼンチン）	60
4	グアリコ・オリエンタル	帝国石油（日本）	70
5	メネ・グランデ	レプソル（スペイン）	60
6	キリキレ		
7	ボスカン	シェブロン（米国）	60
8	LL652	〃	75
9	ファルコン・エステ	ピンクラー（ベネズエラ）	60
10	ファルコン・オエステ		

11	カスマ・アナコ	オペン (ベネズエラ)	60
12	コロソ	テクペトル (アルゼンチン)	60
13	ウルダネタ	シェル (オランダ・英国)	60
14	アセマ	ペトロブラス (ブラジル)	60
15	ラ・コンセプション	〃	60
16	マタ	〃	60
17	オリトゥパノ・レオナ	〃	60
18	ペデルナレス	ペレンコ (フランス)	60
19	アンブロシオ	〃	60
20	B2X70/80	オコル (コロンビア)	80
21	モナガス・スル	ハーベスト (米国)	60
22	カラコレス	CNPC (中国)	75
23	インテルカンボ・ノルテ		
24	DZO	BP (英国)	60
25	ボケロン	〃	60
返還された鉱区			
26	B2X68/79	オコル (コロンビア)	100
27	マウイパ	イネマカ (ベネズエラ)	100
28	サンビ・グエレ	帝国石油 (日本)	100
29	グアリコ・オキシデンタル	レプソル (スペイン)	100
30	キアマレーラ・セイバ	〃	100
合意に至らなかった鉱区			
31	ダシオン	エニ (イタリア)	100
32	フセピン	トタル (フランス)	100

出所：PDVSA

なお、新会社は存続期間を 20 年間とし、現行炭化水素法の規定する 30%のロイヤルティと 50%の法人所得税の支払い義務を負うのに加え、地元への社会貢献として 3.33%の追加ロイヤルティを支払うことになった。また、これらの支払額が生産額の 50%に満たない場合はその差額を支払う。新会社における PDVSA と民間企業との紛争はベネズエラの法律でのみ解決可能であり国際調停に持ち込むことはできない。さらに民間企業は権益を他の民間企業に譲渡することはできない。

3. 炭化水素法を改正

2006 年 5 月にはロイヤルティと同格として扱われる「採掘税」が新たに導入され、井戸元価格の 33.33%が同コンセプトにより徴収されるよう炭化水素法が改正された (I-2-(2) 参照)。これに加え「輸出登録税」が復活し輸出額の 0.1%が新たに徴収されることになった。採掘税の適用方式は以下の通り。

① PDVSA の独自生産事業

現行のロイヤルティ 30%に 3.33%の採掘税が加えられ合計 33.33%の負担となる。

② 合弁企業

すでに 30%のロイヤルティと地元貢献のための追加ロイヤルティ 3.33%が確立しているので採掘税の適用はない。

③ オリノコ超重質油事業

現行のロイヤルティ 16.66%に 16.66%の採掘税が加えられ合計 33.33%の負担となる。

④ リスク・利益分担採掘協定

民間企業による新規鉱区採掘事業（商業ベースが確立した段階で PDVSA が参加）であるラ・セイバ、コロコロ、東パリア湾の 3 件。現行のロイヤルティ等と 33.33%との差分を採掘税として負担する。

IV. 政府が適用を求める 3 原則

以上に見てきたように政府は、石油価格が低迷した 90 年代に締結していた多くの民間企業との契約を見直し、優遇をやめ、①1/3 のロイヤルティ、②50%の所得税、③国家の過半数参加—の 3 原則を例外なく適用することを求めている。

このことから、新規に締結される民間企業との合弁事業契約については 3 原則を例外なく満たすものとなる。オリノコ 4 事業についても政府は PDVSA が 50%以上の資本参加を行うべく参加企業との交渉を始めており、これが合意に達せば同事業もすべての原則を満たすことになる。

政府は発言力の高まりを利用して、チャベス政権移行時に制定された憲法および、炭化水素法、所得税法といった国内法の厳格な適用を強引に推し進めることで炭化水素事業における国家介入の度合いを高めているといえる。

V. 工業施設および農地の接収例

2006 年 5 月、チャベス大統領に思想的な影響を受けるボリビアのモラレス大統領が石油・天然ガス事業の国有化を宣言した。中南米諸国の左傾化傾向とともに資源に対する国家管理強化が懸念されているなか、ベネズエラはそのリーダー的存在として見なされている。

ベネズエラ国内においては、少なくとも石油・天然ガスの探査・採掘部門についてはほぼすべての事業が政府との交渉を経て、チャベス政権の望む形へ改変されている。このため、政府との交渉の決裂によって民間企業側が撤退した結果、政府管理下となった例はあるものの、関連施設が国により一方的に収容されたという例は起きていない。

一方、2005 年 9 月以降、農場や一部工業施設の接收が活発化し、新聞紙上を連日のように賑わした。政府の主張は「非生産的な農場や施設を政府が回復することは正当である」というもの。所有権のはっきりしないものを中心に、ほとんど予告もなくまず国軍を動員して占拠し、強引に交渉に持ち込むというスタイルをとる。

特に、下記にも示すマルケセニャ農場の件以降、チャベス大統領は農場主に対し、非生産的な農地がある場合は事前に申し出ることを求め、そうした方式を大統領とマルケセニャ農場主のアスプリア氏の名前をとって「チャーアス方式」と命名している。

当時最も注目されたハインツ社加工工場の例とマルケセニャ農場の例で、どのような政府がどのような法的権限に基づき何を行ったのかを以下に詳しくみてみることにする。

1. ハインツ (Heinz) 社トマト加工工場の例

アルバラン農相およびハグア大衆経済相は 2005 年 9 月 1 日、「倒産などにより生産を行っていない 700 社および 50%程度で操業している 1,149 社を労働者による共同経営方式に変更するための法律を策定する可能性がある」と宣言。そして「政府は生産回復の名目で資産を押収することが法的に正当である」と述べた。なお操業中止または閉鎖企業の資産評価についてはキューバ人の加わる専門家が任命されているとした。

アルバラン農相はまた「この制度は（所有権の保護と正当な補償による公共目的の接收の正当性を謳う）憲法 115 条に合致しており、国にとり政治的、社会的利益に合致するものであれば、国会がその会社・工場への介入、国有化を行う権利を持つ」とし、「所有権と接收資産の価値を確定するため法的手続きが必要」とも述べた。

そして翌日の 9 月 2 日、モナガス州のブリセニョ知事は「チャベス大統領の指示」だとし、同州にある食品会社ハインツ社の施設を国軍を動員して占拠することを発表した。「生産を行っていないあらゆる工業施設を接收し、活性化することで雇用を守るとの政府の政策に沿った措置である」と説明した。同知事は「ハインツ社施設の設立当初の株主であるその地域の農業従事者は第三者に株式を売却していないとの事実が判明しているので、ハインツ社は法的に同施設の所有権を持たない」と主張している。

なおすでにこの時点で、プロバマサ社のトウモロコシ加工工場や、ポラール社のサイロなど、国内他地域でも公的機関の動員による施設占拠が始まっていた。

米国に本拠をもつハインツ社がモナガス州カイカラにある同施設を購入したのはカルデラ政権（94-99 年）下の 97 年であったが、同施設はその設立以来、所有者が何度も代わっている。設立当初の株主構成は 80%が同地域の農業従事者で、15%が国営銀行のコルポ・オリエンテ（既に廃止済み）、残る 5%がモナガス州政

府であった。しかし同施設はルシンチ政権（83-88 年）時代、同州の企業家エルナンデス氏に売却され、さらに同じく同州の企業家ゴリン氏に売却された。施設は 97 年にゴリン氏からハインツ社に渡った後、98 年には閉鎖されることになった。

州政府の主張は、エルナンデス氏への売却は違法であったため、当初の所有者である農業従事者が株式譲渡をしてことになっておらず、その後の売却も違法であるというもの。

ハインツ社は施設取得当初、周辺の農業従事者との供給契約により生鮮トマトを購入し、ケチャップおよびトマトペーストを製造する計画であった。しかし、トマトの価格高騰もあり、購入価格を巡って農業従事者側とのトラブルが発生し、原料確保が困難となったため、購入翌年の 98 年には施設を閉鎖した。

閉鎖以来、ハインツ社は施設の譲渡先を探していたものの、2005 年 9 月 2 日にブリセニョ知事が突然、接收宣言を行った翌日には 40 名の国軍と 200 名の農業従事者を従えた市長により占拠を受けた。

ハインツ社は接收宣言以降、州知事に接触し説明を求めると同時に、州およびハインツ社双方が満足する譲渡に向け交渉を開始した。当初ハインツ側は土地代、建物および機械すべて含めて 11 億ボリバル（約 51 万ドル）を提示したが、州側は機械の取得に難色を示し、最終的に土地代と建物のみ 5 億ボリバル（約 23 万ドル）で妥結した。ハインツ社はその後「売却価格は申し分なく、公平である」とのコメントを発表している。

2. マルケセニャ農場の例

バリナス州にあるマルケセニャ農場は 18 世紀末までその起源を遡ることができる。同州の名士であるアスプルア家が購入したのは 1949 年で、購入したエンリケ・アスプルア氏が 75 年に死亡した後、農場は 6 名の相続人に引き継がれた。

現在マルケセニャ農場は 8,490 ヘクタールの面積をもち、トウモロコシ栽培と家畜の放牧が行われている。2004 年は、トウモロコシ 738 トン、肉類 866 トン、牛乳 24 万 3,000 リットルの生産があった。

チャベス大統領は 2005 年 2 月に「農村地域土地利用法確定のための土地・農業開発法部分細則」を制定（法令 3,463 号/2005 年 2 月 14 日官報 38,126 号掲載）した。同細則は農業生産能力などの土地の特徴によりすべての農村地域を用途別に分類し、その分類方法を示すもの。

2005 年 5 月 3 日、マルケセニャ農場の所有者は同地の地方裁判所より、バリナス州の土地管理局が土地・農業開発法（法令 1,546 号/2001 年 11 月 13 日官報 37,323 号掲載）38 条に従い、同農場に対する必要な行政手続きを開始したとの通告を受けた。理由は同農場が非生産的であるというもの。

同法 38 条とは、土地所有者は非生産的でない理由を地方土地管理局に対し明らかにする義務があり、それに対する最終判断を国家土地院（INTI）が下すという内容となっている。

通告に先立って、政府の技術評価団が同農場を調査に訪れており「牧畜・農業生産を行っている」との評価を下していた。このため 6 月 20 日、所有者は INTI のバリナス支所にその技術レポートと土地所有を証明する登録文書を提出した。

そして 9 月 9 日、国軍と INTI バリナス支所職員が農場に押し入って、農場を差し押さえ、所有者を驚愕させることになった。差し押さえを行った職員は INTI のビバス総裁による執行文書を示した。同日の「La Nacion」紙に掲載された同執行文書によると、差し押さえの理由は以下の通り。

- ① マルケセニャ農場は非生産的で未開墾共有地地法（1936 年）における非栽培地に該当する。
- ② マルケセニャ農場の所有者は（非生産的であるとの判断に対し）土地農業開発法の無効化規定（40 条）に従った措置をとることが可能であった。
- ③ INTI バリナス支所は土地・農業開発法 38 条の規定により同農場を救済する義務を持つ。

農場所有者は、行政手続法および行政組織法に照らし合わせ、ビバス総裁には差し押さえの権限がないため執行は無効であるとし、上記 40 条の無効化のための手続きを始めた。

現在、同農場は引き続き INTI が占拠しており、所有者の土地は 1,500 ヘクタールに制限されている。政府は INTI 占拠部分について永年の管理費として 300 万ドルを支払うことで決着をつけようとしている。しかし所有権に関する争いは今のところ法廷に委ねられており、アスプルア一家は長期間、裁判のための費用を負担することになる。